

2025 年度 佐倉市

予算編成に対する要望・政策提案書



2024 年 9 月

さくら・市民ネットワーク

2025 年度

予算編成に対する要望・政策提案

佐倉市長 西田 三十五 様

日頃より市政の運営にご尽力いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス以降、私たちの暮らしにはさまざまな変化が起きています。国では、コロナのような緊急事態に備えるという名のもとに、地方を国の指示の下に置く改正自治法が成立し、地方自治が損なわれる事態が進行しています。また、いつ起こるかわからない首都直下型地震、激しい気候変動による災害にいつでも対応できる体制が求められています。直近では12月2日に迫ったマイナ保険証切り替え問題や物価高騰による生活への影響はますます深刻になっています。米不足騒動が起きていますが、日本の食糧自給率の圧倒的な低さを、早急に改善していく必要があります。佐倉市でも耕作放棄地は増える一方です。その中で、有機農業の生産者も安心して農業を続けられる状況にするための支援が必要です。その他、佐倉市では、路線廃止や本数が減っている市民の足の公共交通はどうなるのかなど、日常生活の不安は増すばかりです。

佐倉市は近年、若い人たちが市外に流出し、高齢者人口が3割を占めています。若い人たちがずっと住みたいまちになっているのか、障がいのある人や高齢者が安心して生活できる公共サービスやシステムが構築できているのか、常に現状把握と対策が必要です。

どこにどう税金を使えば市民が暮らしやすくなるのか、広く市民の声に耳を傾け、市民の視点に立って、適切な税金の使い方を進めていただきたいと思います。

また、DIC川村記念美術館閉館のニュースのように、広報されてから慌てるのではなく、平時から佐倉市にある貴重な文化・歴史・観光を守り育てる支援や協同の態勢づくりも重要です。

市民ネットの予算要望は、毎回市民の皆さんからの声を集め、さまざまな方面から提案をさせていただいています。ぜひ市政に反映させていただくようお願いいたします。

2024年9月30日

さくら・市民ネットワーク代表

山部 佳子

市民ネットワーク議員団

松島 梢

五十嵐 智美

伊藤 とし子

危機管理

- ① 地方自治を堅持するため、佐倉市独自の条例や計画で対処する。また、指定地域共同活動団体は指定しない。
- 2 佐倉市国民保護計画の冒頭に「日本政府の平素からの外交努力により、武力攻撃事態を未然に防ぐことが重要である」と明記し、「佐倉市平和都市宣言」の全文を掲載する。
- 3 地震発生の際、避難や救助のための車両が通行できるよう、道路上のガレキを集積できるスペースを確保する。
- 4 ハザードマップで浸水想定区域の住民に対し、夜間も含め実態に即した避難訓練を行う。
- 5 職員と住民で構成する、避難所運営委員会を全市的に設置する。**
- 6 避難所に、簡易ベッドと間仕切り、テントを計画的に増やす。
- 7 災害時の自宅避難者と要配慮者を把握し、支援体制を構築する。
- 8 被災地の町内会・自治会に職員を常駐させ、相談窓口とする。支援物資は仕分けの手間を減らすために、住民が自由に持ち帰られるようにする。
- 9 佐倉市防災会議に女性委員を増やし、公募市民の枠を設ける。
- 10 福祉施設対象に太陽熱温水器設置の助成制度を設け、災害時に風呂を被災者が利用できるよう協定を結ぶ。
- 11 休日・夜間に災害が発生した設定の職員訓練を全庁的に行う。
- 12 災害時協力井戸の登録制度を作り、市民に呼びかける。**
- 13 災害時対策として、上下水道の技術職員を増やす。
- 14 感震ブレーカーを普及させるための補助金制度を設ける。**
- 15 浸水想定区域には、保育園や高齢者施設を誘致しない。また、住宅は2階建て以上とする。
- 16 東海第二原発再稼働に備え、事故発生時の対応、外部被ばくと内部被ばくの危険性と予防法などをわかりやすく記載した「佐倉市放射能防災マニュアル」を作成し、全戸配布する。また、原発事故に備え、市内の防災備蓄倉庫にヨウ素剤を備蓄する。
- 17 オスプレイが佐倉市上空を飛行する場合、必ず事前に通告するよう北関東防衛局に要請する。
- ⑱ **体育館の断熱化とエアコン設置を進める。**
- ⑲ **給水車を増やし、市の西部にも配備する。**
- ⑳ 食料の備蓄を増やす。
- ㉑ **平時から学校の給食室を使った炊き出し訓練を実施する。**

市民参加・情報公開

- 1 市民参画のもとに自治基本条例を策定する。
- 2 西田市長の2期目においても、「意思決定のプロセスは徹底して透明化を図る」という1期目の公

約を守る。

- 3 市長は市民から市政に関する面談の要望があった場合は可能な限り対応し、記録を公開する。
- 4 市長は重大な不祥事が発生した際、早急に市民への説明や謝罪などを行う。
- 5 教科書を採択する教育委員会会議は公開する。
- 6 市民対象の予算説明会を復活させ、また、決算説明会も行う。
- 7 予算・決算や介護保険改定など、市政に関する出前講座を設け、市民の関心と理解を深める。
- 8 パブリックコメントの募集は、市民が取り組みやすいよう期間を長くし、ホームページだけでなく「こうほう佐倉」にも掲載する。結果を早く公表する。
- 9 **交付金申請など国や県とのやり取りは、申請段階で市議会に報告する。**
- 10 共通番号制度について個人番号カードの申請や番号提示の義務はないことなど、職員研修を徹底する。
- 11 デジタル改革関連法ではなく、佐倉市個人情報保護条例に規定されている個人情報の直接収集の原則や、思想、信条、宗教及び社会的差別の原因となる個人情報の収集を行わないとしている点を堅持する。
- 12 防犯カメラのデータ管理は個人情報保護条例に基づいて厳格に行い、警察に渡した場合は必ず議会に報告する。
- 13 **市のホームページに条例、規則だけでなく、要綱まですべて掲載する。**
- 14 自衛隊から適格者情報の照会があった場合は、議会に報告し、情報は提供しない。
- 15 本会議場の傍聴席の音声を聞き取りやすく改善する。
- 16 議会傍聴席に入りきれなかった傍聴者には、別室にモニターなどを用意し、傍聴しやすい環境整備をする。
- ⑰ 公益通報者保護制度について、職員研修を行う。

行財政改革

- 1 **事務ミスが起きないように、万全なチェック体制を構築するために適正な職員数を確保する。**
- 2 **HPは、誰でも使いやすいよう全面的にリニューアルする。**
- 3 公契約条例策定に向けて、具体的な取り組みを始める。
- 4 プロポーザル方式に関しては透明性を高めるため、外部審査委員を入れ、審査委員会の議事録をすべて公開する。また、すべての案件を「入札監視委員会」にかける。
- 5 入札公告に、係争中や指名停止の履歴がある場合は必ず申告するという項目を追加する。
- 6 入札監視委員会は、入札結果から課題を洗い出し、入札制度改善につなげる提言を行う。
- 7 総合評価方式一般競争入札は、建設工事だけではなく、7000万円以上の業務委託にも適用する。また、簡易型に関しては、審査会に外部委員を入れる。
- 8 随意契約の地方自治法施行令 167 条の 2 の②「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を適用する場合は、その理由をホームページ上の「契約内容表」に記載する。
- 9 議会質問等が出された提案・要望の進捗状況を、遅滞なく提案者に報告する。

- 10 補助金や助成金等の交付については、交付基準と交付先をゼロベースで見直す。さらに交付基準の抜本的な見直しを行うため、市民参加の第三者機関を早急に設置する。
- 11 指定管理者に関しては、市民モニター制度を創設する。また契約期間中の業者変更の際は、改めて基準に則って厳正に審査する。
- 12 **公共施設再配置計画については、個別計画を市民参加で策定し、経費削減ではなく市民の福利厚生を優先する。**
- 13 **正規職員の比率を高める。**
- 14 黒塗り公用車を全面的に廃止する。
- 15 産業大博覧会の参加費は無料に戻す。

まちづくり

- 1 通学路に歩道・ガードレール・路側帯・ハンプの整備を教育委員会と連携し急ぐ。
- 2 ハザードマップの浸水想定・土砂災害区域にかかる通学路の見直しを早急に行い、対策を講じる。
- 3 歩行者の安全確保のため、歩道の整備を促進する。また、「ゾーン 30」や大型車両の乗り入れ禁止を徹底させる。
- 4 市内の道路の制限速度を調査し、公表する。
- 5 裏新町の通学路をスクールゾーンにし、車両進入禁止（6：30～8：00）とする。
- 6 都市公園の整備計画策定は必ず市民参加で行う。
- 7 **ふるさと広場、城址公園、里山自然公園に導入予定のパーク P F I 制度等民間活用の是非も含めて検討する、専門家を入れた第三者委員会を立ち上げる。**
- 8 コミュニティバスの利用者を増やすため、無料体験デイを設ける。また、市民参加のコミバス検討委員会を設置し、ルートの再編などについて検討する。
- 9 **医療・買い物難民地域の現況調査に取り組み、デマンドタクシーなど、早急に対策を講じる。**
- 10 谷津環境保全指針を発展させ、里山保全条例を制定し、相続税、固定資産税などの減免制度を創設する。
- 11 森林環境譲与税についての管理運営委員会に、市民公募委員を入れる。
- 12 野鳥の森を、市民が楽しめ環境学習にも利用できるよう整備する。
- 13 空き店舗解消については、貸し手と借り手のマッチングを進めるため、民間と提携し、「まちづくり会社」を設立する。
- 14 上下水道料金における生活保護利用者の減免制度を復活する。
- 15 下水道料金の使用料単価設定は、500 m³/月以上も使用料単価設定を増やす。
- 16 **街路樹調査を行い、根上がり対策・剪定など、長期的な管理計画を策定する。**
- 17 公園に、障がいのある子もない子も共に遊べる遊具を設置する。
- 18 **子どもから高齢者まで集える地域の居場所づくりのため、空き家活用など積極的な支援を行う。**

- 19 消費生活展を復活させ、志津公民館祭など市民参加の事業に予算を拡充する。
- 20 休息するための「まちかどベンチ」を設置する。
- ㉑ 印旛沼の水上デッキ等の整備事業は市民参加で進める。
- ㉒ 地域づくりを進めるために労働者協同組合法のセミナーを開催する。
- ㉓ **DIC 川村記念美術館存続に向け、あらゆる手段を尽くして取り組む。**
- ㉔ 美術館に高齢者割引制度を設ける。
- ㉕ 京成佐倉駅北口にエレベーターを設置する。

環境

- 1 ペットボトル削減のため、公共施設に給水機設置をさらに進め、マイボトル持参を市民に広く呼びかける。
- 2 安全な地下水をいつまでも飲み続けられるよう、千葉県環境保全条例に位置づけられた地下水揚水規制見直しを県に求める。
- 3 **不必要な霞ヶ浦導水事業から撤退する。**
- 4 「佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例」に、土壌の汚染及び災害の発生の防止だけでなく、崩落、土壌汚染、悪臭等、周辺住民の生活に影響が発生した場合、原状回復を事業者¹に義務付ける内容を盛り込む。また、施行規則第6条を削除し、すべての土地の埋め立て行為に、住民への事前説明を義務付ける。
- 5 民間の建築物を解体する時のアスベスト対策に、助成制度を設ける。
- 6 **家庭内の化学物質（除草剤、殺虫剤、殺菌剤、消臭剤、芳香剤、柔軟剤、制汗剤等）で健康被害が起きることを市民に広く知らせる。また、健康被害の相談窓口を設ける。**
- 7 「香料自粛のお願い」のサイトに、ホームページから簡単にアクセスできるようにする。A2判のポスターをすべての公共施設と学校等に常時目に入りやすい場所に貼り、チラシにして個別配布するなど、注意喚起に努める。
- 8 学校及び公共施設では、合成洗剤の使用をやめ、すべて石けんに切り替える。また、胎児への影響を考慮し、マタニティクラス等ではせっけん²と合成洗剤の違いを示し、経皮毒性の影響を避けるように説明する。
- ㉑ 第一期気候変動対策行動計画の緩和策を、実効性のある抑制策へと転換する。
- 10 **佐倉市にふさわしい「エネルギーの地産地消計画」を検討し、「再生可能エネルギーの自治体間連携」を進める。**
- 11 携帯基地局の設置に伴う市民と事業者との紛争を防ぐため、「携帯基地局の設置に関する条例」を策定し、以下の項目を盛り込む。
 - 1) 学校や保育園の近辺では携帯基地局を規制する。
 - 2) 事業者が携帯基地局を設置しようとする時には、基地局の高さの2倍以内にある土地所有者に計画の概要を事前に説明する。

- 12 **市内のメガソーラー基地や携帯基地局の電磁波調査をする。メガソーラー建設に際し、事業者の住民説明会を義務付ける。**
- 13 印旛沼汚濁の最大の原因は、自然系（①洗車などの洗剤や殺虫剤等の流入によるもの ②農薬や化学肥料、除草剤の使用など）であることを市民や農家、また中小の事業者にも周知徹底し、軽減策を講じるよう求める。
- 14 市主催の事業、及び自治会や市民団体が主催するイベントにリユース食器の助成を行い、積極的な利用を進める。
- 15 **日常生活に多用されているPFASの危険性を市民に周知する。**
- 16 公共工事に福島原発事故由来の除染土が入らないよう、チェック体制を万全にする。
- 17 焼却飛灰の放射性物質の測定値に異常が出た場合、直ちに公表し、対策を講じる。

教育

- 1 小・中学校における主権者教育を拡充する。
- 2 道徳の授業では、愛国心の押し付けではなく、子どもの意思を尊重する人権教育を行う。
- 3 学校のきまりの変更にあたっては、子どもの参加を原則とし、変更する際の手順を子どもに周知する。
- 4 オンライン教育については、電磁波の影響を受けやすい子どもの健康被害を調査し、対処する。
- 5 タブレット端末を家庭に持ち帰った際、就学援助対象の家庭の通信費は全額市が負担する。
- 6 **部活動の地域移行に際しては、保護者に経済的負担を課さない。**
- 7 就学援助制度については、クラブ活動など、対象となる費目を拡大する。
- 8 就学援助制度の支給基準は、現行の基準を維持する。また、支給方法は口座振込に変更する。
- 9 **給食費は無料にし、有機農作物の利用を拡充する。材料費の差額分は市が補償する。**
- 10 高等学校等奨学金補助制度の成績要件を撤廃する。
- 11 「子どもへの暴力防止プログラム（CAP）」を就学前及び小・中学校で実施する。
- 12 市費負担のスクールソーシャルワーカーを導入する。
- 13 通常学級に在籍する本人及び保護者からの求めに応じられるよう、特別支援教育支援員を拡充する。
- 14 教科書採択を行う印旛地区採択協議会の分割を県教委に求める。
- ⑮ 図書館の予算を増やし、蔵書を充実させる。
- 16 **図書館に指定管理者制度を導入せず、市民参加の図書館運営委員会を設置する。**
- 17 学校図書館については司書を各学校に配置し、蔵書を増やし、常時利用できるようにする。
- 18 図書館、児童センター、他の公共施設の月曜休館日を見直し、火曜日を休館日とする。
- 19 通学時の負担軽減のため、教科書の軽量化を文科省に求める。
- 20 ランリュック・さんぽセル等、軽量の通学かばんの利用が可能であることを周知する。
- 21 学校用務員は、直接雇用に戻す。
- 22 学校の備品・教具の現状を調査し、子どもたちの学習に資するよう予算措置をする。算数セットな

どの教材は個人購入ではなく、共同使用の学校の備品とする。

- 23 トイレに生理用品を常備する。
- 24 L G B T Qに配慮した対応を行う。
- 25 小1プロブレム対策として、保育士の資格のあるサポートスタッフを小学1年生に配置する。
- ②⑥ 温暖化対策として、エアコンの更新時期である2030年までに計画的に、教室の天井部分、窓などの断熱改修を行う。
- ②⑦ 学校のプール授業については、保護者や生徒の意見を取り入れながら、今後のあり方を検討する。

子ども

- 1 公立幼稚園を存続する。
- ② 佐倉幼稚園の空きスペースを利用して、不登校児童生徒の居場所や学童保育などを検討する。
- 3 市長の1期目の公約である「子どもの権利条例」を早急に制定し、子どもが相談できる第三者機関を設置する。
- ④ 根郷保育園の民営化を見直す。
- 5 学童保育に保護者・事業者・市で構成する三者協議会を設置する。
- 6 ヤングケアラー相談機関設置などを早急に対応する。
- 7 子どもたちが自由に遊べるプレーパークのような活動に支援を行う。
- 8 各地区にヤングプラザのような、若者・子どもたちの居場所を増やす。
- 9 子宮頸がんワクチンの副反応情報を正しく市民に伝え、勧奨を行わない。接種者全員の健康調査を行い、被害者に対しては十分な補償が行われるよう支援する。その他すべてのワクチン接種の勧奨は行わない。子どもたちへの新型コロナワクチン接種による健康被害が懸念されるため、副反応について広く周知する。
- 10 保育園・幼稚園・学校関係者、公共施設の職員、児童生徒、保護者に、化学物質過敏症の発症や重症化の原因となる香料の害についてポスター掲示、チラシ配布等を行い、柔軟剤や殺菌剤等の使用を自粛するよう呼びかける。
- 11 妊婦健康診査受診票の回数制限を撤廃し、受診時の交通費助成、多胎児の母親の出産前後の育児支援サポート体制を充実させる。

福祉

【高齢者福祉について】

- 1 介護保険料・利用料の減免制度を創設する。
- 2 高齢者施設の食費・部屋代の負担軽減の枠から外されたサービス利用者への影響を調査し、救済策を検討する。
- 3 総合事業のサービスについて、地域包括支援センターは利用者の立場に立った提供を行う。

- 4 要支援 1、2 の割合が高い理由を精査し、認定の改善につなげる。
- 5 高齢者の増加に伴い、地域包括支援センターの支部としての相談窓口を設置する。
- 6 地域包括支援センターは人員を増やし、職員の過重な負担を軽減する。
- 7 小規模多機能施設等の整備を促進するために、事業者への支援策を講じる。
- 8 市民後見人制度の周知を図り、活用を進める。
- 9 介護予防策として、高齢者の積極的な外出のために、公共交通の運賃補助やタクシー券を発行する。
富里市のようなデマンド交通を検討する。
- ⑩ **訪問介護事業者への報酬単価減額による経営難の状況を調査し、国に改善を要望する。**
- ⑪ 福祉有償運送が存続できるよう、対策を講じる。

【国民健康保険について】

- ① **資格確認書を恒久的に発行する。**
- 2 **保険税の値上げを抑えるための法定外繰入れは堅持する。**
- 3 市独自の減免制度を創設する。
- 4 18歳以下の子どもの均等割を減免する制度を作る。
- ⑤ 払いたくても払えない滞納者の救済策を講じる。
- 6 **滞納者の実態調査を福祉の視点から行う。差し押さえ対象者の実態調査をきめ細かく行い、差し押さえ率を抑える。**
- 7 **糖尿病早期発見のために、住民健診を30歳から開始する。**
- 8 雇用者保険のように、傷病手当を創設する。
- 9 国保制度は助け合い制度ではなく、憲法25条に則った社会保障制度であることを、職員全員に周知徹底させるとともに、市民に向けて広報する。

【障がい者福祉について】

- 1 障害者優先調達推進法に基づき、共同受注窓口の運営などに取り組む。
- 2 市内事業者に障がい者雇用の実例を紹介し、マッチングを進め、雇用を促進する。
- 3 難病者に対する見舞金支給を、旧制度の支給額に戻す。
- 4 重度心身障害児・者の医療費助成制度に導入した自己負担を取りやめる。
- 5 **障害者差別解消法に関する職員研修を徹底するとともに、バリアフリー化を進める事業者に助成する。**
- 6 **障害者差別解消支援地域協議会は、障がい者差別の具体的事例から差別の実態を把握し、必要な対応策を実施する。**
- ⑦ **化学物質過敏症患者・香害被害者などは様々な場面で生きづらさを抱えており、「障害者差別解消法」の対象になる。合理的配慮がなされるよう、広報等で周知する。**

【生活保護及び困窮者自立支援について】

- 1 申請はすべて受け付け、扶養照会については本人に確認し、拒否すれば行わない。
- 2 受給決定までの期間、宿泊できるシェルターを作る。
- 3 同行支援者がいない場合も、決定までの期間を1週間を基準とし、可能な限り短縮する。
- 4 つなぎ資金については、船橋市のように要項を制定し、健康で文化的な最低限度の生活ができる金額を一括貸付する。
- 5 車の所有は柔軟に対応する。
- 6 佐倉市内の無料低額宿泊所の詳細な実態調査を千葉県と共に行う。入所者の人権が守られ、食事の質を向上させ、自立支援プログラムがきちんに行われるよう、業者を厳正に指導する。また、住宅扶助費全額を住居費に充てることをやめさせる。
- 7 ケースワーカーによる利用者への訪問など、見守りをていねいに行う。
- 8 医療扶助にカウンセリング料金も入れる。
- 9 改正住宅セーフティネット法に基づき、住宅困窮者を積極的に支援する。
- 10 生活困窮者自立支援制度で任意事業となっている一時生活支援事業に取り組む。

【その他福祉】

- 1 福祉労働者の人権を守るため、パワハラ・セクハラの相談窓口を設置する。
- 2 新型コロナワクチン副反応・コロナ後遺症の相談窓口を設ける。
- ③ 子ども食堂に財政的支援をする。

ジェンダー

- 1 佐倉市男女平等参画推進条例の周知徹底に努め、施策に反映させる。また、LGBTQについて条例に盛り込む。
- 2 「DV相談」「にんしんSOS」へのサイトを市のHPにアクセスしやすい配置にする。「DVカード」「にんしんSOS」を市内の公共施設、商業施設に置く。
- 3 中学校において男女混合名簿を推進する。
- 4 審議会、各種委員会（農業委員会も含む）において、メンバーの男女比率を同じにする。
- 5 女性職員の管理職比率40%の目標を達成するため、働きやすい環境を整備する。
- 6 公共施設のトイレに生理用品を常備する。
- 7 「佐倉市男女平等参画推進センター ミウズ」の講座等の情報を分かりやすく周知する。市のホームページやこうほう佐倉に掲載し、市民の利用を広く促す。
- ⑧ 「困難な問題を抱える女性支援法」を市民に周知し、当事者に寄り添った支援を行う。
- ⑨ 政治分野における男女平等を推進するために、市民向け講座を開催し、実効性ある施策を行う。

食と農

- 1 「オーガニックビレッジ宣言」にふさわしい有機農産物の取り組みを進め、学校給食の有機化を目指す。また、市内の有機生産者の意見を聞き、ネットワークづくりを進める。
- 2 有機農業実施計画を、生産者・流通・消費者の意見を十分反映し、実効性のあるものに修正する。
- 3 有機農業を進めるために、空き家や空き店舗を利用した有機農産物直売所を開設する。また、消費者に有機農産物を広めるため、「試食会」を開催する。
- 4 遺伝子組み換え技術やゲノム編集、食品添加物の危険性についてのフォーラムを開く。
- 5 水田の農薬空中散布をやめ、農薬に頼らない農法を進め、佐倉市の農産物の優位性を高める。
- 6 飯野台ふれあい農園やサンセットヒルズ農園をさらに周知し、利用率を高める。
- 7 新規就農者に遊休農地を積極的に貸し出す。
- 8 在来種を保全している生産者を支援する。
- ⑨ 市独自の有機農産物認証制を創設する。

平和・人権

- 1 市長は「脱原発首長会議」に参加する。
- 2 平和都市宣言に基づき、政府に対し【「核兵器禁止条約」の早期締結を求める】署名用紙を公共施設に置き、引き続き市民に署名を呼びかける。
- 3 市長は「人権尊重・平和条例の思いを次代に継承」の公約を守る。
- 4 子どもの人権を守り、学校教育の中で平和憲法と立憲主義の大切さを教える。
- 5 平和を守るための市民の多様な活動が広がるよう、積極的に会場を貸し、後援する。
- 6 中学生の「平和使節団」は、派遣先に沖縄も入れる。
- 7 産業大博覧会への自衛隊の出展を取りやめるとともに、イオンタウンなどの商業施設にも、出展自粛を呼びかける。
- 8 同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め、証明書を市が発行するパートナーシップ制度を導入する。